資料２

国民健康保険税　賦課限度額並びに軽減判定基準の一部改正について

１.令和２年度税制改正の大綱〈令和元年 12 月 20 日　閣議決定〉

改正内容《国民健康保険税関係：抜粋》

国民健康保険税

（１）国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

①基礎課税額に係る課税限度額を６３万円（現行：６１万円）に引き上げる。

②介護納付金課税額に係る課税限度額を１７万円（現行：１６万円）に引き上げる。

（２）国民健康保険税の減額の対象となる所得に基準について、次のとおりとする。

①５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を２８．５万円（現行：２８万円）に引き上げる。

②２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を５２万円（現行：５１万円）に引き上げる。

③軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を４３万円（現行：３３万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加える。

（注）上記③の改正は、令和３年度分以後の国民健康保険税に適用する。

２.条例改正の手順

（１）国民健康保険税の場合・・地方税法施行令等の一部改正が公布後

・例年３月末に公布（昨年は平成３１年３月２９日公布）

（２）国民健康保険料の場合・・国民健康保険法施行令等の一部改正が公布後

・令和２年１月２９日公布

３.愛西市国民健康保険税条例の一部改正

（１）専決処分（市長決裁）

・令和２年３月末に地方税法施行令の一部改正後に３月中に専決処分を行う。

「専決処分」・・・本来、議会の議決・決定を経なければならない事柄について、地方公共団体の長が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理をすること

①遡って適用される値上げの条例改正は好ましくないため。

②賦課限度額を引き上げることにより、一部の納税義務者に不利益事項が生じるため。

③補助金などに使用する限度額は、国基準を適用するため。

○国民健康保険法・・・・国民健康保険料

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和２年１月２９日公布）

国民健康保険法施行令（昭和３３年法律第１９号）の一部を次のように改正する。

第２９条の３第１０項及び第２９条の４の３第６項中「５１万円」を「５２万円」に改める。

第２９条の７第２項第９号中「６１万円」を「６３万円」に改め、同条第４項第８号中「１６万円」を「１７万円」に改め、同条第５項第１号中「５１万円」を「５２万円」に、「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、同項第３号ロ中「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、同号ハ中「５１万円」を「５２万円」に改める。

附則第１条の３中「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第４条第２項第６号中「６１万円」を「６３万円」に改める。

附則第５条中

附則「平成３６年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

この政令は、令和２年４月１日から施行する。ただし、附則第１条の３及び第５条の改正規定は、公布の日から施行する。

○地方税法・・・・・国民健康保険税

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年３月末日公布予定）

地方税法施行令等の一部を改正する政令・・・予定

《抜粋》

第５６条の８８の２第１項中「６１万円」を「６３万円」に改め、同条第３項中「１６万円」を「１７万円」に改める。

第５６条の８９第１項中、「５１万円」を「５２万円」に、「２８万円」を「２８万５０００円」に改め、同条第２項第２号ロ中「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、同号ハ中「５１万円」を「５２万円」に改める

この政令は、令和２年４月１日から施行する。

国民健康保険料と国民健康保険税の違い

国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険法（第７６条）により「国民健康保険に要する費用を世帯主から徴収しなければならない」と規定されており、国民健康保険料または国民健康保険税、何れの方式の方式により賦課するかは、市町村の裁量とされています。料方式と税方式では言い方や取り扱いが異なりますが、その性質は同じものです。

主な違い

〇賦課団体

・国民健康保険料・・・大都市圏内での採用が多い

・国民健康保険税・・・地方での採用が多い

〇関連する法令が異なる

保険料と保険税とでは、関係する法令が異なります。

・国民健康保険料・・・国税徴収法

・国民健康保険税・・・地方税法

〇時効（消滅時効）の長さが違う

・国民健康保険料・・・徴収権の消滅時効　２年

・国民健康保険税・・・徴収権の消滅時効　５年

〇差押えの優先順位が違う

・国民健康保険料の優先順位・・・住民税の次

・国民健康保険税の優先順位・・・住民税と同じ

〇遡って、請求できる期間が違う

・国民健康保険料・・・最大２年

・国民健康保険税・・・最大５年